

教科担任制の導入に係る教員免許制度の在り方に関する参考資料

令和元年1月23日

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

我が国の教員免許制度について

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 (中学校・高等学校については教科別)

① 普通免許状
(有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

- 授与権者: 都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状 : 全ての都道府県
 - ・特別免許状 } 授与を受けた
 - ・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

① 「大学における養成」が基本。



② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

普通免許状授与件数(学校種別)

平成29年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

区分	専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状	計
幼稚園	264	18,316	32,312	50,892
小学校	1,701	23,337	3,756	28,794
中学校	4,740	41,519	2,176	48,435
高等学校	5,901	54,020		59,921
特別支援 学校	265	5,023	6,844	12,132

(教育人材政策課調べ)

普通免許状授与件数及び教職課程認定大学数(学校種別)

平成31年4月1日現在の課程認定大学数

区分	大学院	大学及び短期大学		
		大学	短期大学	小計
幼稚園	111	265	206	471
小学校	129	245	21	266
中学校	347	515	40	555
高等学校	386	547		547
特別支援学校	60	159	2	161

(教育人材政策課調べ)

免許状取得（幼稚園）のために大学において取得を要する単位

	各科目に含めることが必要な事項	専修	1種	2種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 領域に関する専門的事項 ロ 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	16	16	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ロ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	4	4
教育実践に関する科目	イ 教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ 教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目		38	14	2
		75	51	31

※赤字は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の平成29年度改正を受け、平成31年度入学生の課程より変更となっている部分

免許状取得（小学校）のために大学において取得を要する単位

	各科目に含めることが必要な事項	専修	1種	2種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	イ 教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ 教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目		26	2	2
		83	59	37

免許状取得（中学校）のために大学において取得を要する単位

	各科目に含めることが必要な事項	専修	1種	2種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一種:8単位、二種:2単位)	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	イ 教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ 教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目		28	4	4
		83	59	37

免許状取得（高等学校）のために大学において取得を要する単位

	各科目に含めることが必要な事項	専修	1種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(4単位以上修得)	24	24
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 総合的な学習の時間の指導法 ロ 特別活動の指導法 ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ニ 生徒指導の理論及び方法 ホ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ヘ 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法	8	8
教育実践に関する科目	イ 教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(3単位) ロ 教職実践演習(2単位)	5	5
大学が独自に設定する科目		36	12
		83	59

同一校種その他教科の免許状取得に必要な要件（別表第4）

取得希望免許状の種類 免許状取得に必要な要件		中学校教諭		高等学校教諭
		1種免許状	2種免許状	1種免許状
有することが必要な 教員免許状		中学校教諭専修免許状 又は1種免許状	中学校教諭専修免許状、 1種免許状又は 2種免許状	高等学校教諭専修免許状 又は1種免許状
必要修得単位数	教科に関する 専門的事項	20	10	20
	各教科の指導法	8	3	4
	合計	28	13	24

【例】中学校教諭1種免許状(理科)を有しており、中学校教諭2種免許状(数学)を取得するには、
数学の教科に関する専門的事項10単位＋各教科の指導法3単位＝合計13単位を修得する。

隣接校種の免許状取得に必要な要件（別表第8（抜粋））

取得希望免許状の種類 免許状取得に必要な要件		小学校教諭2種免許状		中学校教諭2種免許状	
		幼稚園教諭 普通免許状	中学校教諭普 通免許状	小学校教諭普 通免許状	高等学校教諭 普通免許状
有することが必要な教員免許状					
有することが必要な教員免許状を取得した後、当該学校における教諭等として良好な勤務成績で勤務した最低在職年数		3年		3年	
必要修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目			10(5)	
	各教科の指導法に関する科目	10(5)	10(5)	2(1)	2(1)
	道徳の理論及び指導法	1(1)			1(1)
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	大学が独自に設定する科目				4(2)
	合計	13(7)	12(6)	14(7)	9(5)

※普通免許状とは、1種免許状、2種免許状又は専修免許状を指す。

※黒字は必要修得単位数を表す。

※最低在職年数に加えて、取得を希望する免許状に応じた学校での勤務経験がある場合、必要修得単位数を1年につき3単位減じることができる（必要修得単位数の半数を限度）。赤字は必要修得単位数の半数まで減じた場合の取得単位数。

【例】中学校教諭普通免許状を取得して中学校で教諭として3年勤務、その後小学校において専科担任として2年勤務した場合、小学校教諭2種免許状取得のために必要な単位数は6単位。

単位流用による教員免許状取得に必要な単位数（別表第1）

所有する免許状と 取得希望の 免許状	中学校教諭1種免許状(中1種免)を所持し、 小学校教諭2種免許状(小2種免)を 取得する場合		小学校教諭1種免許状(小1種免)を所持し、 中学校教諭2種免許状(中2種免)を 取得する場合	
	単位修得を 要する科目	法令に定める必要 最低修得単位数 (小2種免)	小2種免取得のための 履修単位	法令に定める必要 最低修得単位数 (中2種免)
教科及び教科の指 導法に関する科目	16	16	12	12
教育の基礎的理解 に関する科目	6	0 中1種免より流用【6】	6	0 小1種免より流用【6】
道徳、総合的な学習の 時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談 等に関する科目	6	4 ※ 中1種免より流用【2】	6	4 小1種免より流用【2】
教育実践に関する 科目	7	2 中1種免より流用【5】	7	2 小1種免より流用【5】
大学が独自に設定 する科目	2	2	4	4
合 計	37単位	24単位 中1種免より流用【13単位】	35単位	22単位 小1種免より流用【13単位】

※青字は、既に所有している中1種免又は小1種免許状の取得単位数から、最低修得単位数に充てることができる単位数

※既に所有している中1種免又は小1種免の取得方法によっては、履修単位数が増加することがある

※「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」及び「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の
2事項を合わせた授業科目の単位を含む

隣接校種の課程認定を受けている学科等※1数

(平成31年4月1日現在)

免許種別	国公私	隣接校種の認定を受けている学科等数※2			単独校種のみ認定を受けている学科等数				認定を受けている学科等の総数(校種別)※2			
		幼+小	小+中	中+高	幼稚園のみ	小学校のみ	中学校のみ	高等学校のみ	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
一種免許状	国立	62	55	437	0	3	0	256	62	67	437	693
	公立	4	1	162	9	0	0	65	13	5	163	227
	私立	168	54	1,990	75	23	4	459	245	210	2,008	2,450
	小計	234	110	2,589	84	26	4	780	320	282	2,608	3,370
二種免許状	公立	0	0		4	0	9		4	0	9	
	私立	20	0		203	1	50		223	21	50	
	小計	20	0		207	1	59		227	21	59	
一種・二種計		254	110	2,589	291	27	63	780	547	303	2,667	3,370

(文部科学省総合教育政策局教育人材政策課まとめ)

※1 「学科等」とは、課程認定を受ける単位であり、「大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織」をいう。

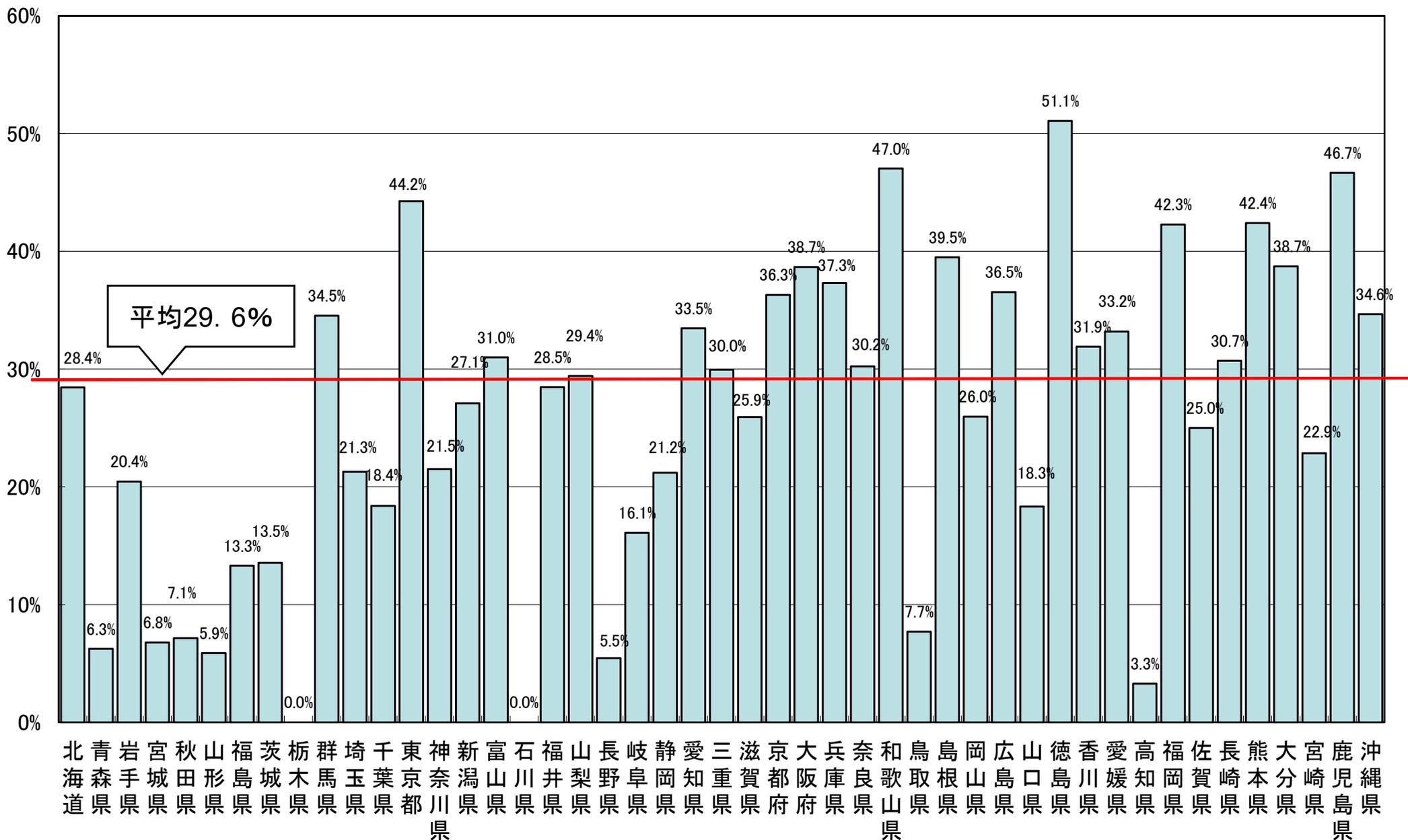
※2 学科等数は延べ数であり、1学科等で幼・小・中・高の認定を受けている場合、「幼+小」「小+中」「中+高」「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」のいずれにも計上している。

平成28年度隣接学校の教員免許状所有状況

平成28年度教員統計調査の「教員個人調査 免許状 職名別 教員構成」(抽出調査)により作成。

- 対象：公立学校の園長、副園長、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭
- 例えば、「幼稚園→小学校教諭」は、幼稚園に勤務する教員が小学校教員の普通免許状を所有している割合

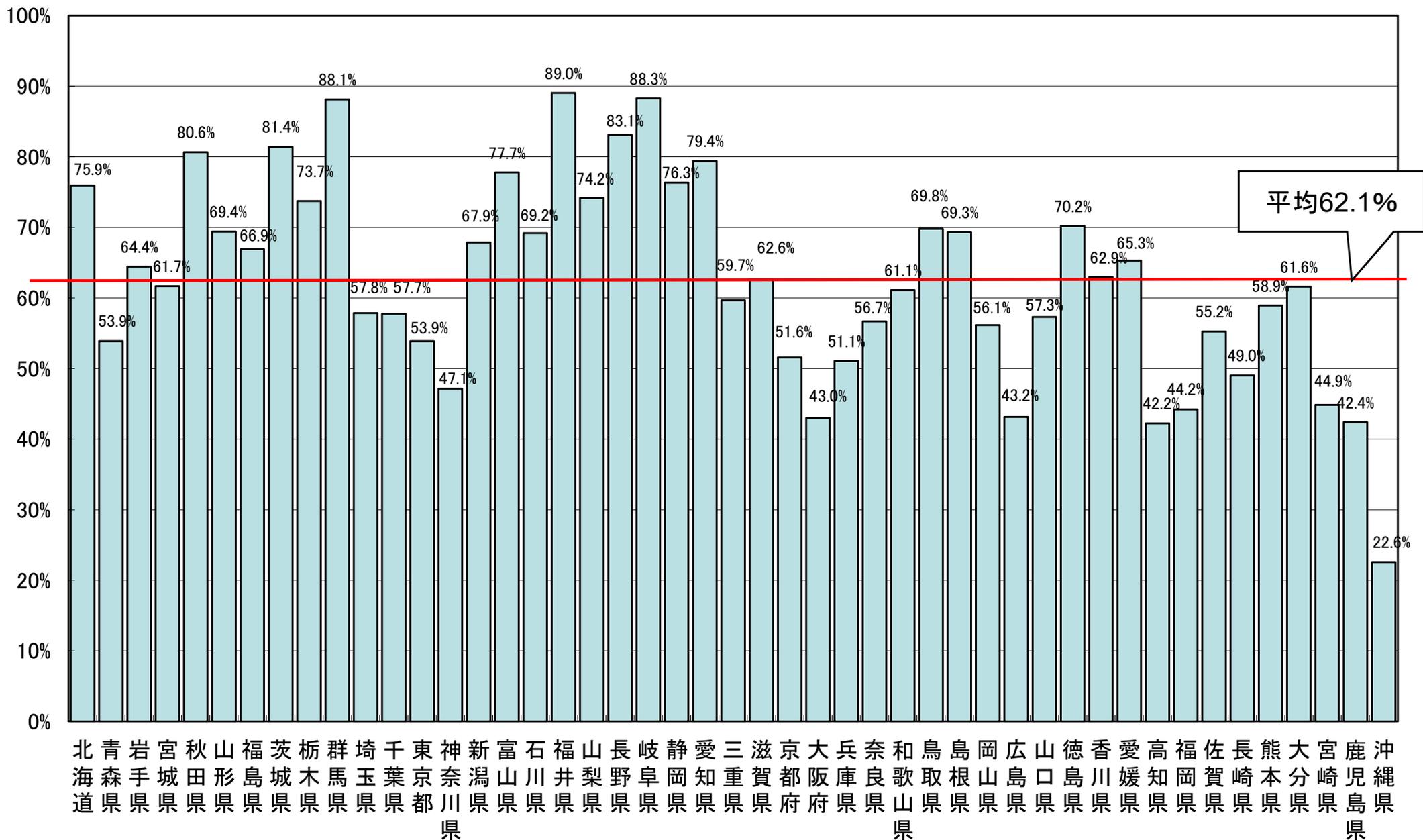
平成28年度隣接学校の教員免許状所有状況(幼稚園→小学校教諭)



※公立幼稚園の教員のうち、小学校の普通免許状を所有する者の割合

(平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)

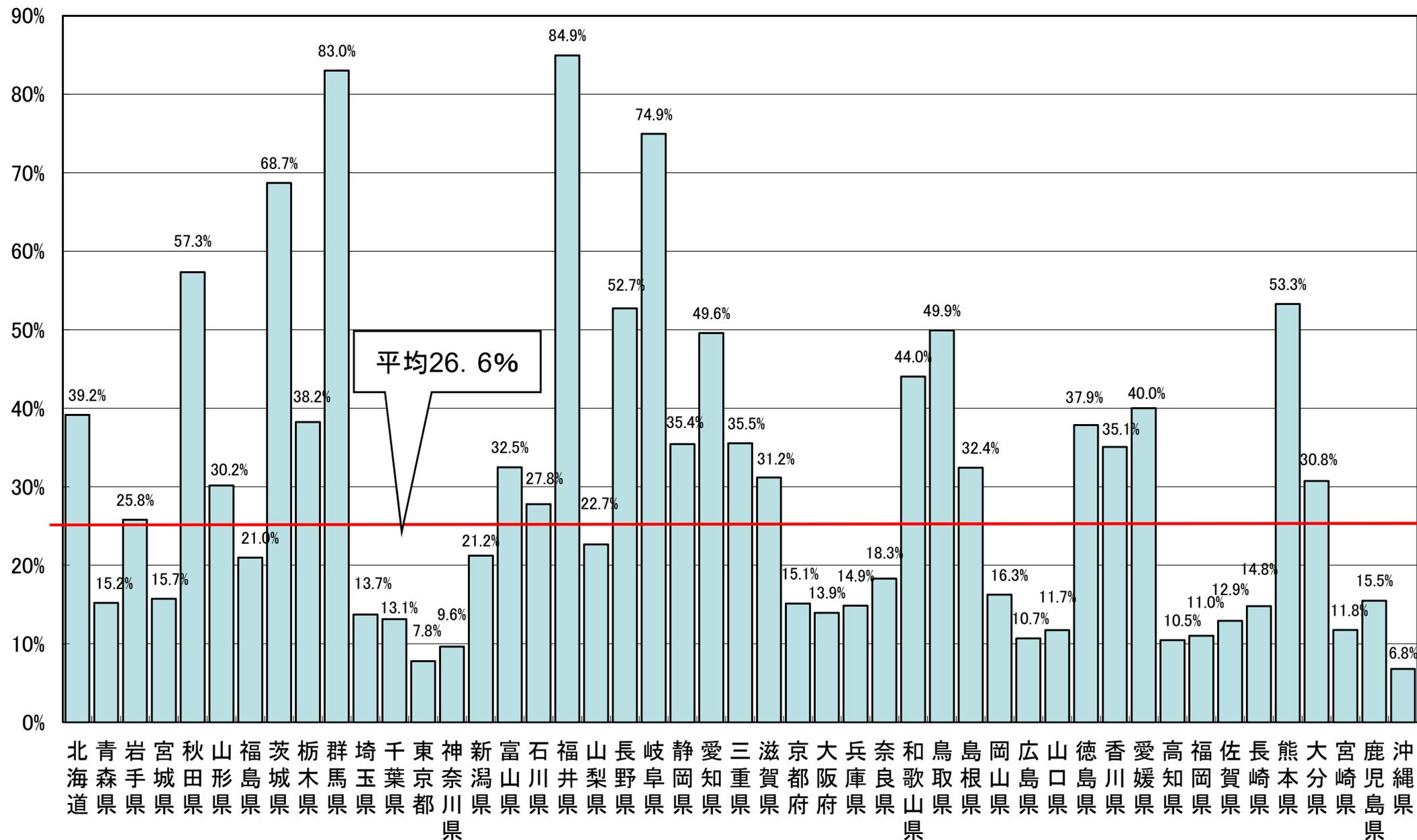
平成28年度隣接学校の教員免許状所有状況(小学校→中学校教諭)



※公立小学校の教員のうち、中学校の普通免許状を所有する者の割合

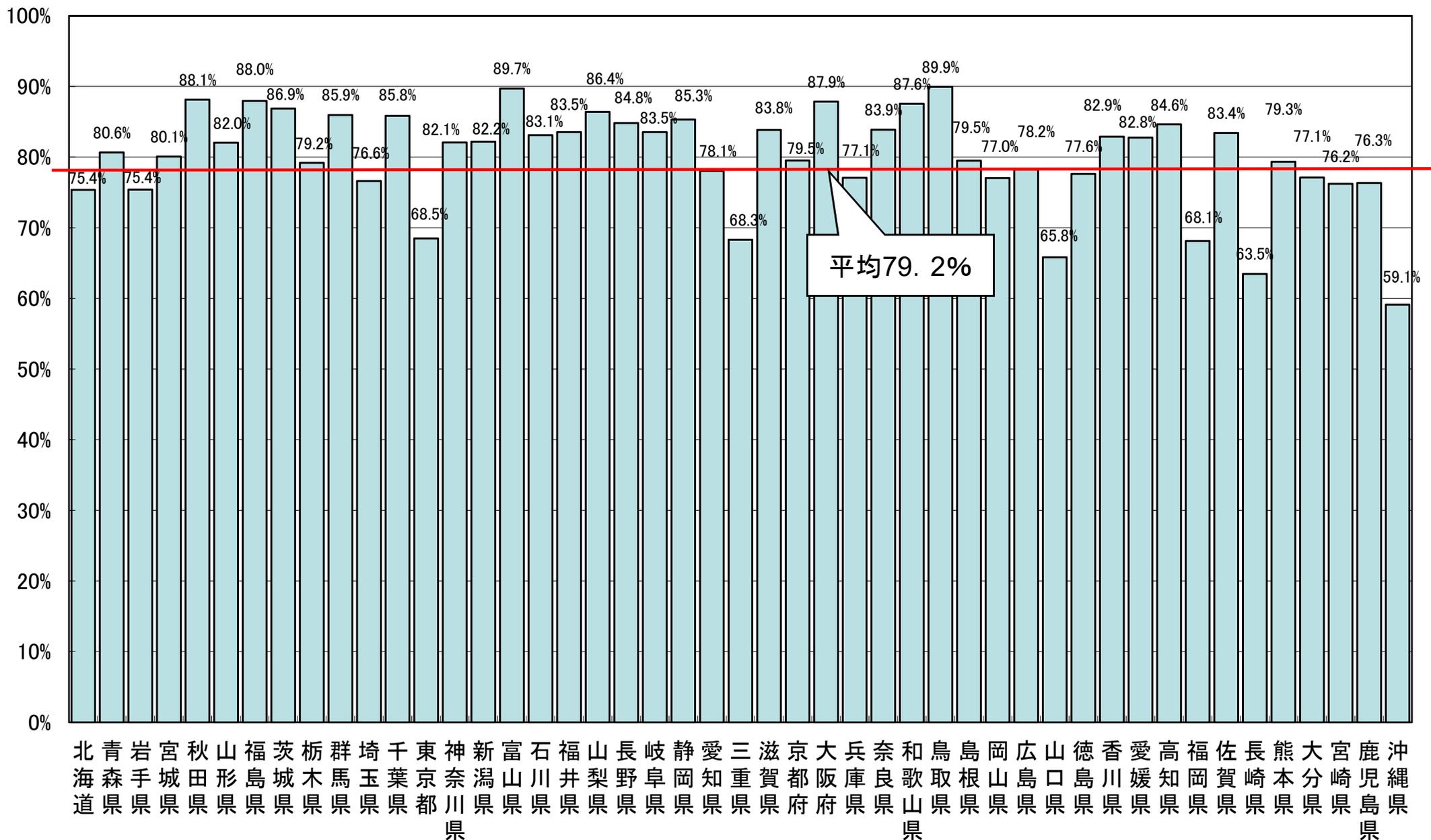
(平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)

平成28年度隣接学校の教員免許状所有状況(中学校→小学校教諭)



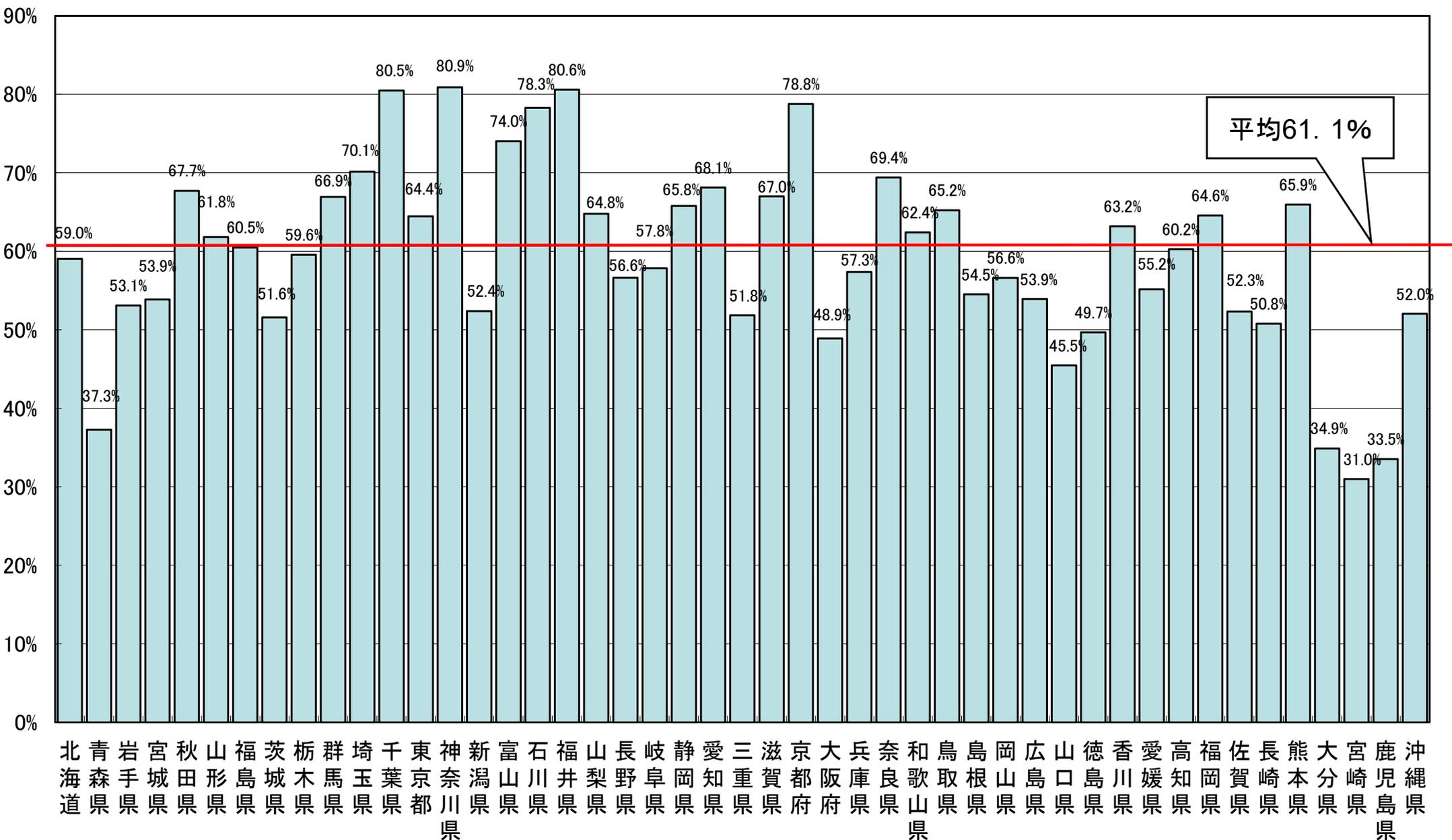
※公立中学校の教員のうち、小学校の普通免許状を所有する者の割合 (平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)

平成28年度隣接学校の教員免許状所有状況(中学校→高等学校教諭)



※公立中学校の教員のうち、高等学校の普通免許状を所有する者の割合 (平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)

平成28年度隣接学校の教員免許状所有状況(高等学校→中学校教諭)



※公立高等学校の教員のうち、中学校の普通免許状を所有する者の割合 (平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)

他校種・他教科の免許状の所持による特別の選考

令和元年度(平成30年度実施)教員採用選考試験における複数の教員免許状の所持による特別の選考

校種	小学校		中学校				高等学校		
	中学校	特支	小学校	中学校 (他教科)	高等学校	特支	中学校	高等学校 (他教科)	特支
所持する他の免許状									
特別の選考を行っている区市 (/68区市)	33	26	19	21	1	26	2	18	14

(出典)文部科学省「令和元年度教師の採用等の改善に係る取組事例」

(注1)「特支」は特別支援学校の略。

(注2)調査対象は全68都道府県、指定都市、豊能地区(大阪府)教育委員会。

(注3)「特別の選考を行っている区市」とは、加点あるいはその他の特別の選考(または両方)を行っている区市の合計。

これまでに指摘されてきた課題

今後の教員免許制度の在り方について(答申)

平成14年2月21日

中央教育審議会

2. 教員免許状の総合化・弾力化を検討する背景

(略)

現在の教員免許状は学校種ごとに分かれているが、以上見てきたように、各学校段階・学校種間の連携・接続を円滑に進めるためには、直接、幼児児童生徒の指導に当たる教員が、一学校種のみならず隣接する学校種においても教授できる資質能力を身に付けることが必要となる。

また、今後の学校教育は、地域のニーズに応じた教育を実施していくことが必要であるが、これを実現するためには、地域の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の連携や各学校間の教員の連携、交流が不可欠である。

以上の観点から、教員が他校種で教授できるような弾力的な制度を創設することが必要であるとともに、教員の隣接する学校種の免許状の併有を促進する制度の創設や幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学校種を越えた総合的な免許状の可能性が検討課題となる。

(略)

3. 教員免許状の総合化・弾力化の方向性

(1) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校免許状

① 早期に対応すべき課題

隣接学校種への理解や教員の複数校種での交流を促進するための措置をとることは、各学校段階間の連携を一層強化するため、早期に進めるべき課題である。

(略)

小学校における専科指導等の拡充を図るための措置を講ずる必要がある。また、小学校教員が中学校で自己の得意教科を教授したり、中学校教員が高等学校で教授することも有効な方策であるが、1. (3)で述べたように、小学校教員の63.0%が中学校免許状を保有しており、また、中学校教員の76.0%が高等学校免許状を保有する状況にあることから、当面は、複数校種免許状を保有する教員の活用により対応することが可能である。

さらに、現行制度では、現職教員が他校種の免許状を取得しようとする場合、教員資格認定試験に合格する方法を除き、教職希望学生と同様、大学等で所要の単位を修得する方法しかない。例えば、幼稚園一種免許状を持つ教員が隣接する小学校一種免許状を取得しようとする場合、平成13年3月の免許法施行規則の改正により履修科目の弾力化が図られたが、それでも大学等で39単位を修得することが必要である。そこで、隣接学校種への理解や教員の複数校種での「双方向」の交流の促進を図るため、現職教員が他校種の免許状を取得する際に、教職経験を評価することによって、その取得を促進する制度の創設を図るべきである。

② 中長期的課題

各学校段階間の連携を一層強化する方策として、教員が複数校種で教授できるよう学校種ごとの教員免許の総合化が考えられる。

総合化のパターンとしては、例えば、幼稚園と小学校を一くりにする「初等教育免許状」、中学校と高等学校を一くりにする「中等教育免許状」、小学校と中学校とを一くりにする「義務教育免許状」などの形態が考えられる。しかし、今すぐにこのような総合化を行おうとすると、

ア 現状の各免許状の専門性を低下させずに免許状の総合化を行えば、当然のことながら要修得単位数が増加することとなる。例えば、小学校一種免許状と中学校一種免許状との総合化を行おうとした場合、現在の免許法の規定で考えた場合、要修得単位数59単位に加え44単位が必要となり、免許取得者の全体の単位数が卒業必要単位数を大幅に上回ることになりかねないため、教員の一般大学での養成が事実上困難となり、現行の開放制免許制度の維持が困難になるおそれがあること

イ 免許状の総合化に関して出された意見については、関係団体から出されたものも含め、例えば、

- ・ 幼稚園・小学校、中学校・高等学校の総合化を図るべきとの意見
- ・ 小学校・中学校、中学校・高等学校の総合化を図るべきとの意見
- ・ 幼稚園と小学校低学年、小学校高学年と中学校の総合化を図るべきとの意見
- ・ 中学校・高等学校のみの総合化を図るべきとの意見
- ・ 小学校・中学校のみの総合化を図るべきとの意見
- ・ 小学校・中学校の総合化は困難とする意見
- ・ 幼稚園・小学校の総合化は困難とする意見

など様々であり、それぞれの意見の評価を的確に行う必要があるにしても、現時点で総合化の在り方について一定の方向性を見いだすのが困難であること

ウ 平成10年に改正されたばかりの免許制度(平成12年度大学入学者から適用)による養成の結果がまだ出ていない段階で、大学の教員養成カリキュラムに再び大幅な変更を余儀なくすること

などの大きな問題点も指摘できる。今後、幼稚園・小学校・中学校・高等学校免許状の総合化について検討するためには、教員養成課程における要修得単位の単純な増加を避ける観点から、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育要領・学習指導要領の構造分析を含め、それぞれの免許状を取得するに当たって履修すべき科目について固有の専門性を有する部分と共通する部分についての整理をすることが必要である。また、心身の発達や生徒指導等に関する部分について、子どもの発達段階から見て、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員に共通の部分及び固有の専門性を有する部分の分析が不可欠である。そのため、今後、中長期的課題として、専門的・学術的な調査研究を進める必要がある。

これまでに指摘されてきた課題

教員の養成・採用・研修の改善について
～論点整理～

平成26年7月24日

教員養成部会 教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ

- 学校段階間の接続および円滑な移行に対応できる指導力や、教科等横断的な視野と知見を持って教育活動を展開することのできる指導力を備えることが求められており、このことも踏まえ、教員養成課程の教育課程を全般的に見直し、教員免許状の取得に必要な所要資格を改める必要がある。
- 現在、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の普通免許状は学校種ごとに授与され、また、中学校・高等学校の教員免許状は教科ごとに授与されるが、この学校種・教科種ごとの教員免許状を同時に複数取得しやすい方策を講じる必要性の有無について検討する必要がある。
- 教員を目指す者や現職教員が、経年的に複数の教員免許状を取得することを通じて、継続的・発展的に資質能力の拡大・高度化を図っていくことも重要であり、このため、大学院レベルにおける教員免許状の在り方も含め検討することが適当と考えられる。

複数校種の免許状取得パターンの考え方<学部・学科教育段階>

※普通免許状の構成は一例である。

(特別免許状及び臨時免許状については別途検討。)

(1) 現行免許状を基本に併有を促進する考え方

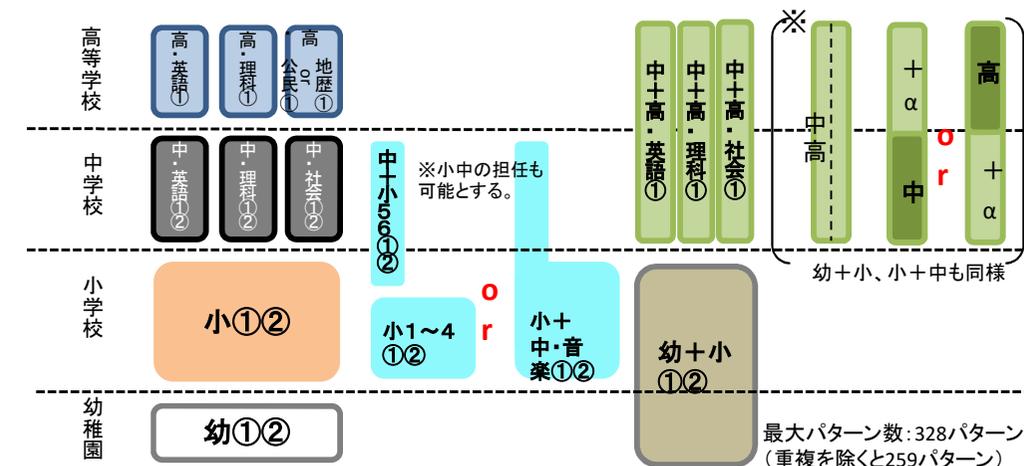
教育段階	現行制度	(最低修得単位数)	(認定課程数)	併有促進案	併有促進案の単位数
高等学校	高・英語① 高・数学① 高・音楽①	一種:67単位	一種:7482課程	高・英語① 高・数学① 高・音楽①	高一+中一 67単位-α
中学校	中・英語② 中・数学② 中・音楽②	一種:67単位 二種:43単位	一種:4299課程 二種:149課程	中・英語② 中・数学② 中・音楽②	中一+小一 103単位-α 中一+小二 89単位-α 中二+小一 85単位-α
小学校	小①②	一種:67単位 二種:45単位	一種:262課程 二種:29課程	小①②	小一+幼一 77単位-α 小一+幼二 74単位-α 小二+幼一 72単位-α
幼稚園	幼①②	一種:59単位 二種:39単位	一種:292課程 二種:241課程	幼①②	

※大学、短大の課程のみ計上

【留意点】
ア. 免許状の種類を変えないため、混乱が生じない。
イ. 大学は、単一免許状取得を目的とする課程を置くことも可能。
ウ. 併有がどこまで促進されるかは大学や学生次第。

最大パターン数:116パターン

(2) 現行免許状と複数校種の免許状を併存させる考え方

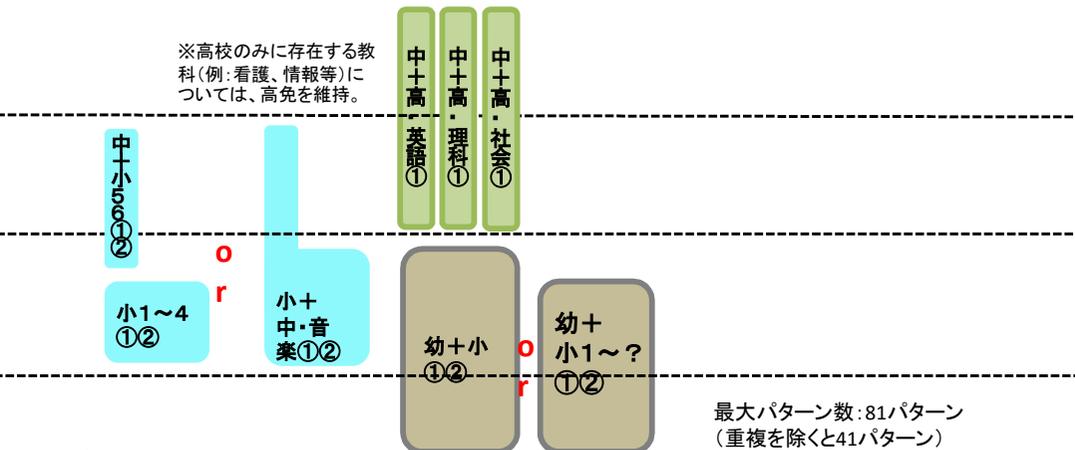


最大パターン数:328パターン
(重複を除くと259パターン)

【留意点】

- ア. 大学は、単一免許状及び複数免許状取得を目的とする課程を置くことが可能。
- イ. 併有がどこまで促進されるかは大学や学生次第。
- ウ. 免許種が増加するため、大学や免許管理者の負担が増加。
- エ. 単独校種の免許状があるにもかかわらず複数校種を包括する免許状を創設するためには、免許が公証する資質能力の範囲を異なるものとしなければならない(接続に関する教育内容を追加する等。※いずれかの学校種を基盤とする方法あり。)
- オ. 採用権者が、現行免許と複数校種の免許状のいずれかを優先して採用していく可能性がある。

(3) 複数校種の免許状を基本とする考え方



最大パターン数:81パターン
(重複を除くと41パターン)

【留意点】

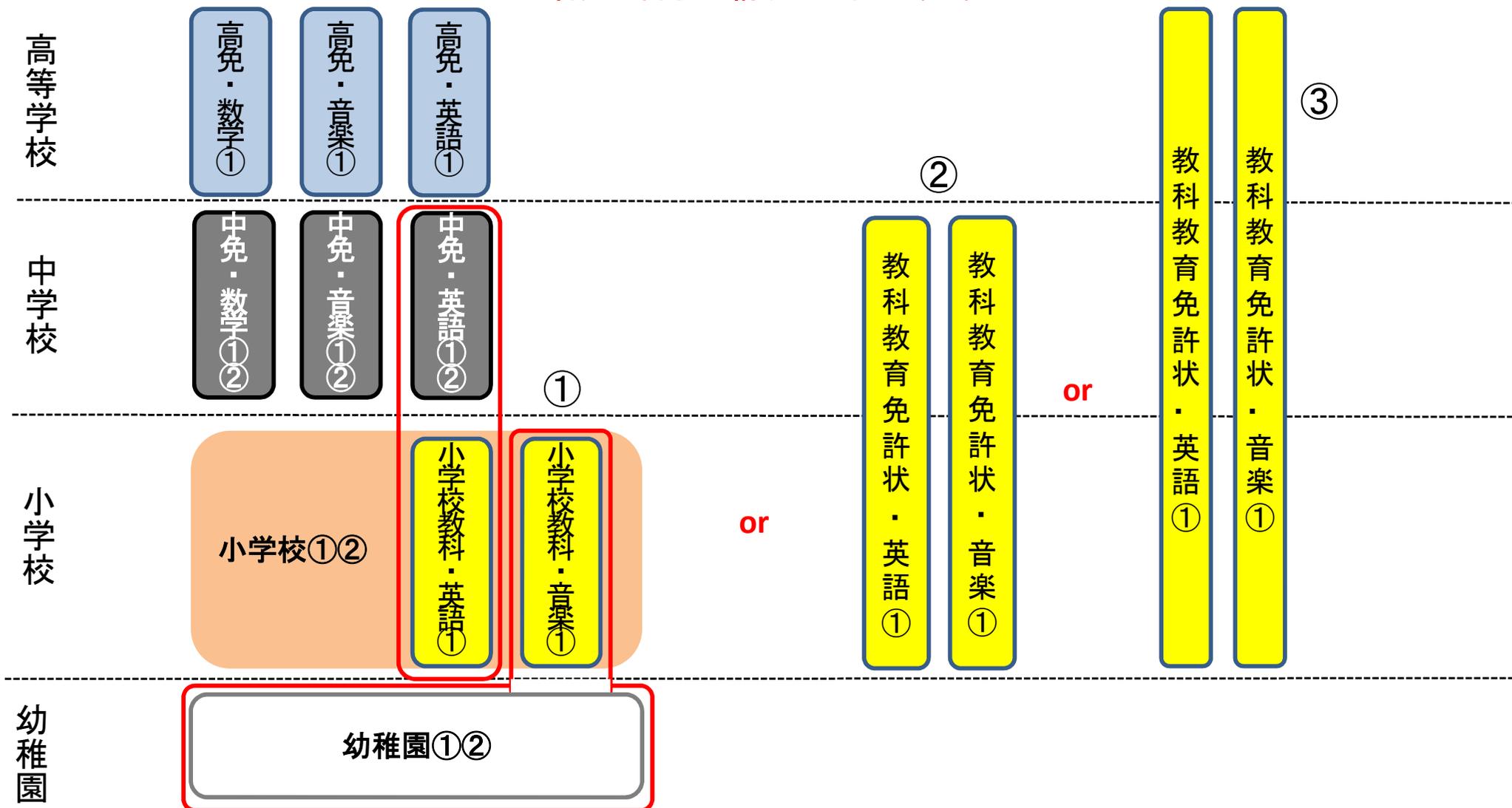
- ア. 複数校種において指導することが可能な教員を確実に養成可能。
- イ. 制度過渡期(40年程度)は現存する免許種が増加するため、免許管理者の負担が増加。
- ウ. 幼の免許状と保育士資格の同時取得を目指す課程が多いため、小の免許状取得も要件とすると、履修単位過多となる可能性大。
- エ. 小+中の免許状については、二種免許は3年制の短大の課程のみが対象となると考えられる。
- オ. 高免については、全教科の免許状を残すか要検討。
- カ. いずれかの免許状を取得した後、他校種の指導を行いたい場合、単独免許状を取得することができず、校種の重複がある免許状を取得せざるを得なくなる(中+高と幼+小を取得する場合を除く。)

※①は一種、②は二種を示す。

小学校において一つの教科の指導及び担任が可能な免許状のパターンの考え方

※普通免許状の構成は一例である。

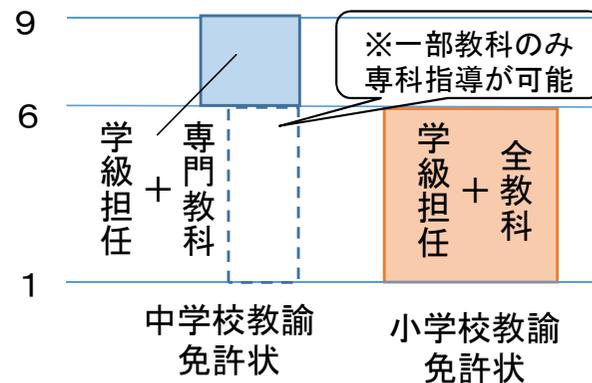
(特別免許状及び臨時免許状については別途検討。)



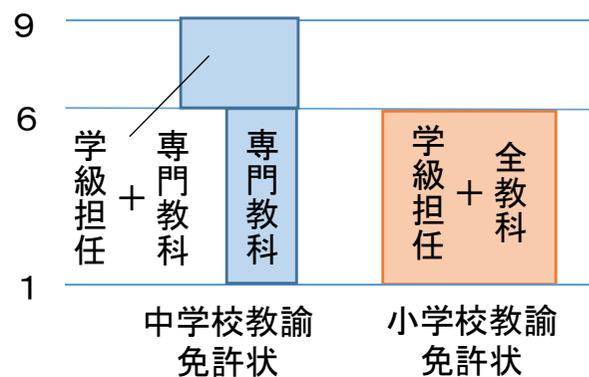
ア. 教科の種類は、国語、社会、数学、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、英語(小学校教科+英語)とする。

イ. 小学校においては、いずれか一つの教科の指導と学級担任(道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動)が可能とする。

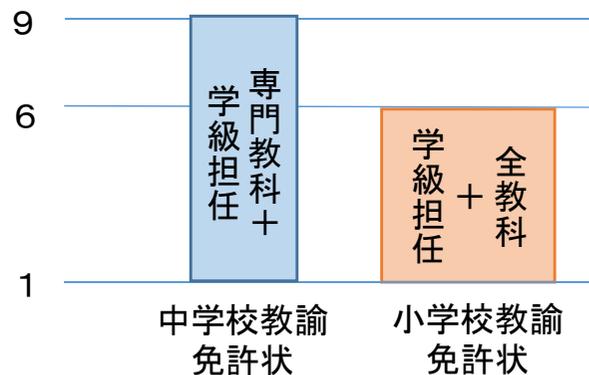
中学校教諭免許状の指導範囲



平成14年教育職員
免許法改正



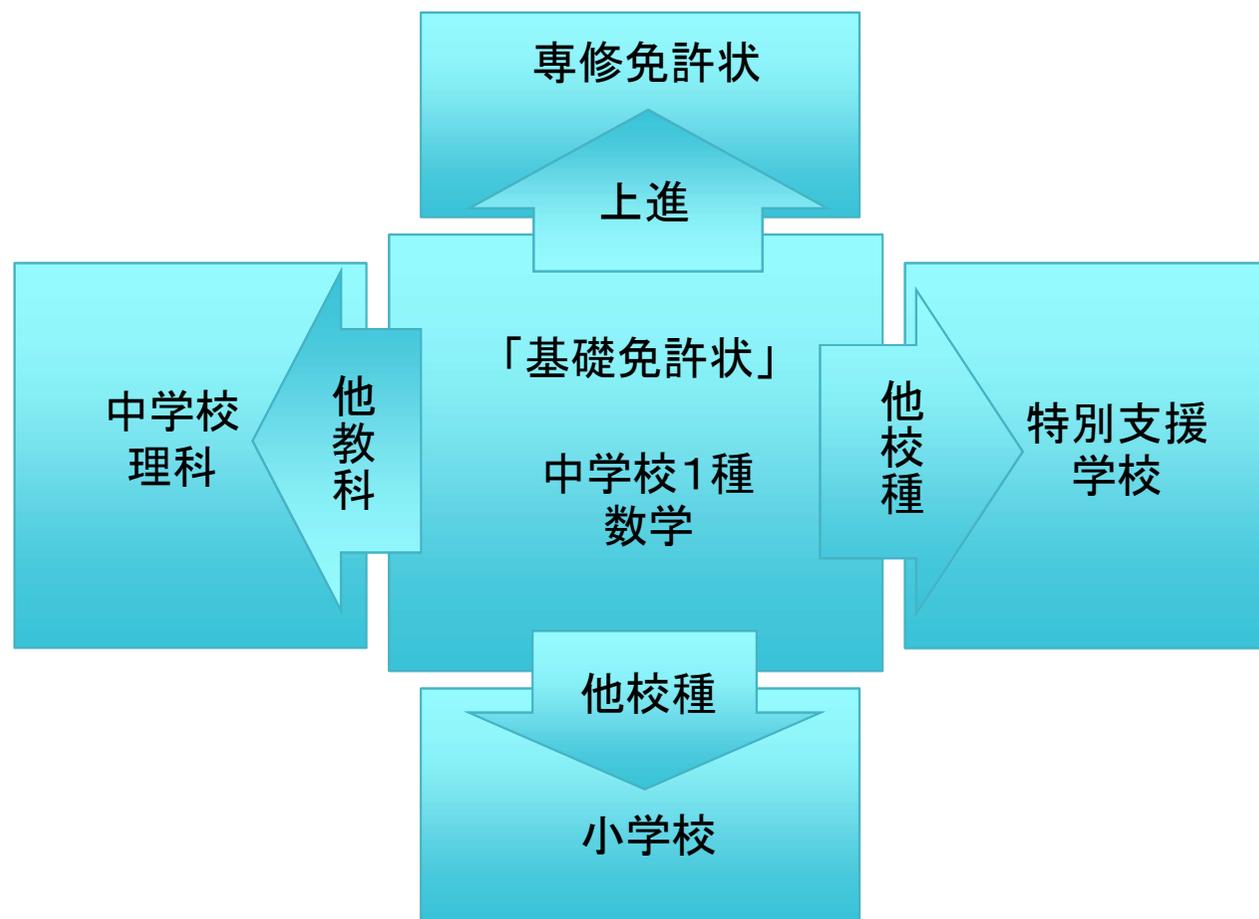
平成28年教育職員
免許法施行規則改正



※ 学級担任は、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の指導を指す。

「基礎免許状」とその他の免許状との関係

養成段階における、いわゆる「副免」の取得や、教職に就いてからの免許法認定講習の受講により、「基礎免許状」から、他校種、他教科の免許状に広げることや、専修免許状等に高度化することが可能



小学校高学年における教科の分担について（小学校等における教科等の担任制の実施状況）

※新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（第2回）・教育課程部会（第111回）・教員養成部会（第107回）
合同会議（7月24日）資料1「小学校等における教科等の担任制の実施状況について」より

【平成30年度計画】

小学校等における教科等の担任制の実施状況

	国語 (書写を除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

*1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。

*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)

・教員の得意分野を生かして実施するもの。

(例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。

・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。

(例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。

・非常勤講師が実施するもの。

(例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。

*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。

*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

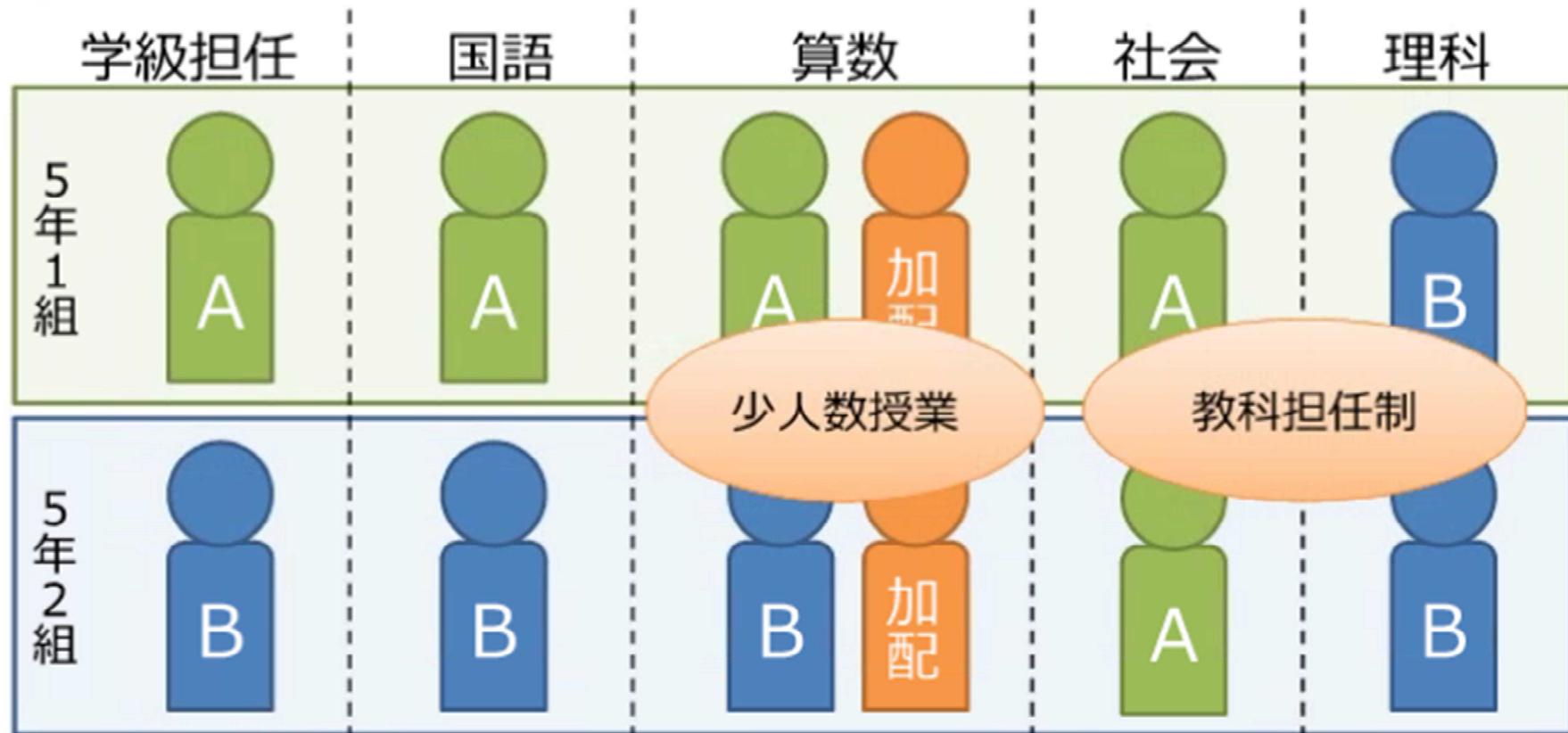
小学校高学年における教科の分担について（兵庫県姫路市立白鳥小学校の事例①）

※新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（第2回）・教育課程部会（第111回）・
教員養成部会（第107回）合同会議（7月24日）資料2 松尾委員資料より

「教科担任制」と「少人数授業」を組み合わせた

兵庫型教科担任制

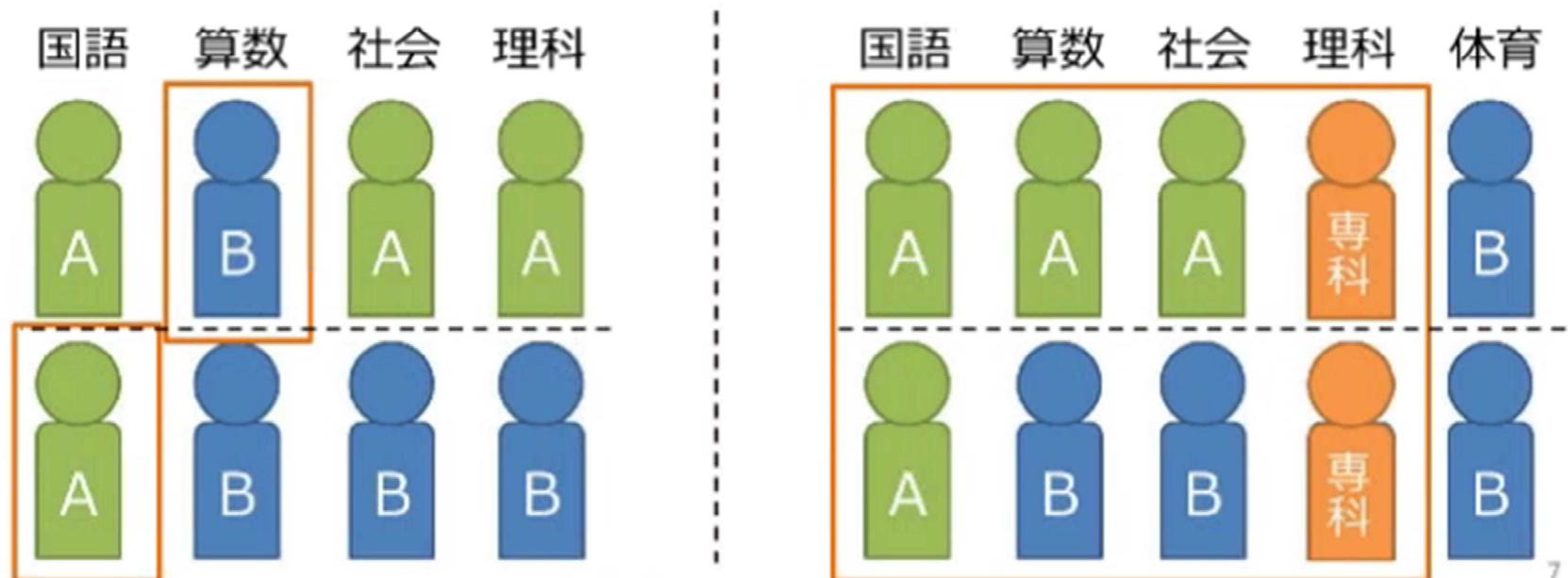
〈イメージ〉



※新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（第2回）・教育課程部会（第111回）・
教員養成部会（第107回）合同会議（7月24日）資料2 松尾委員資料より

教科担任制

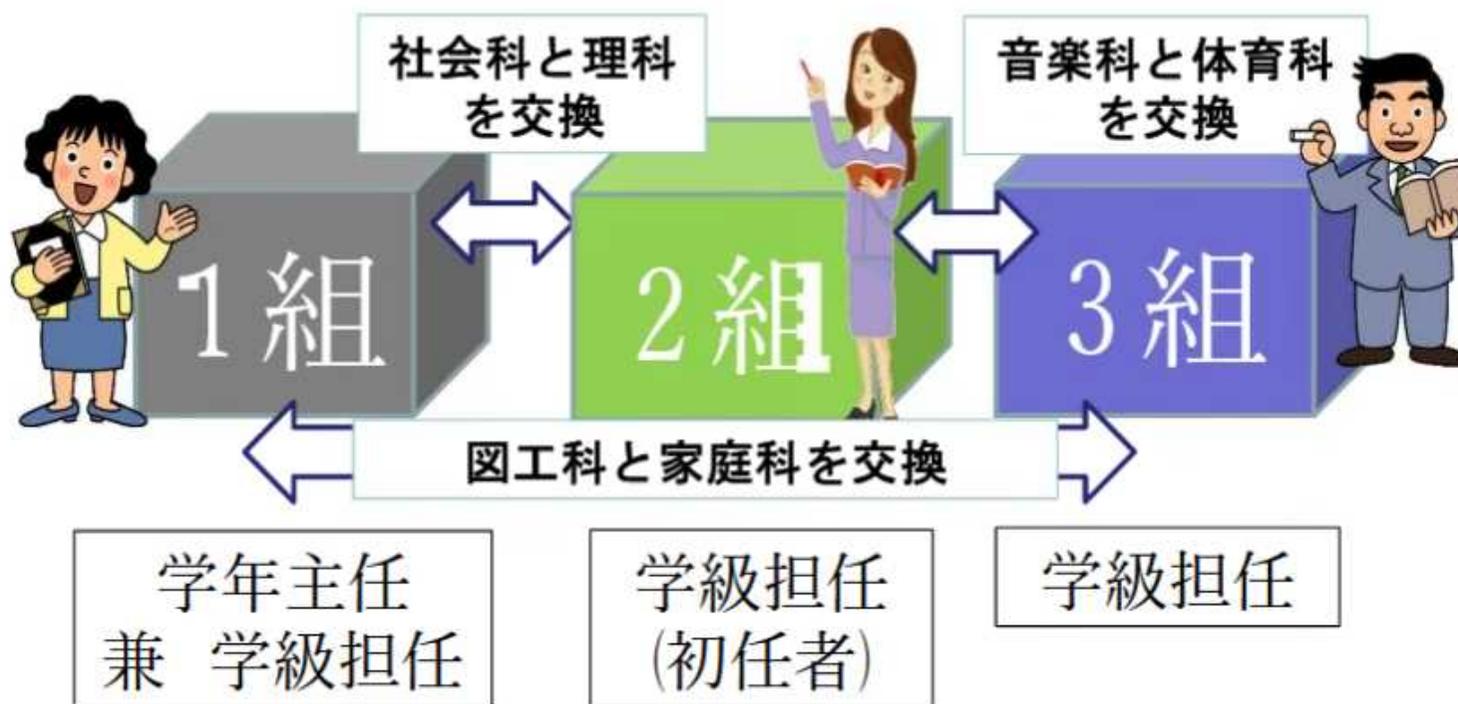
- 国語、算数、理科、社会から2教科以上選択し、学級担任の交換授業を実施
- 上記教科において専科指導を行っている場合、他の教科を加えた交換授業も可





3 チーム学年経営の仕組み

教科の授業時数を考えて交換、それ以外の教科は学級担任

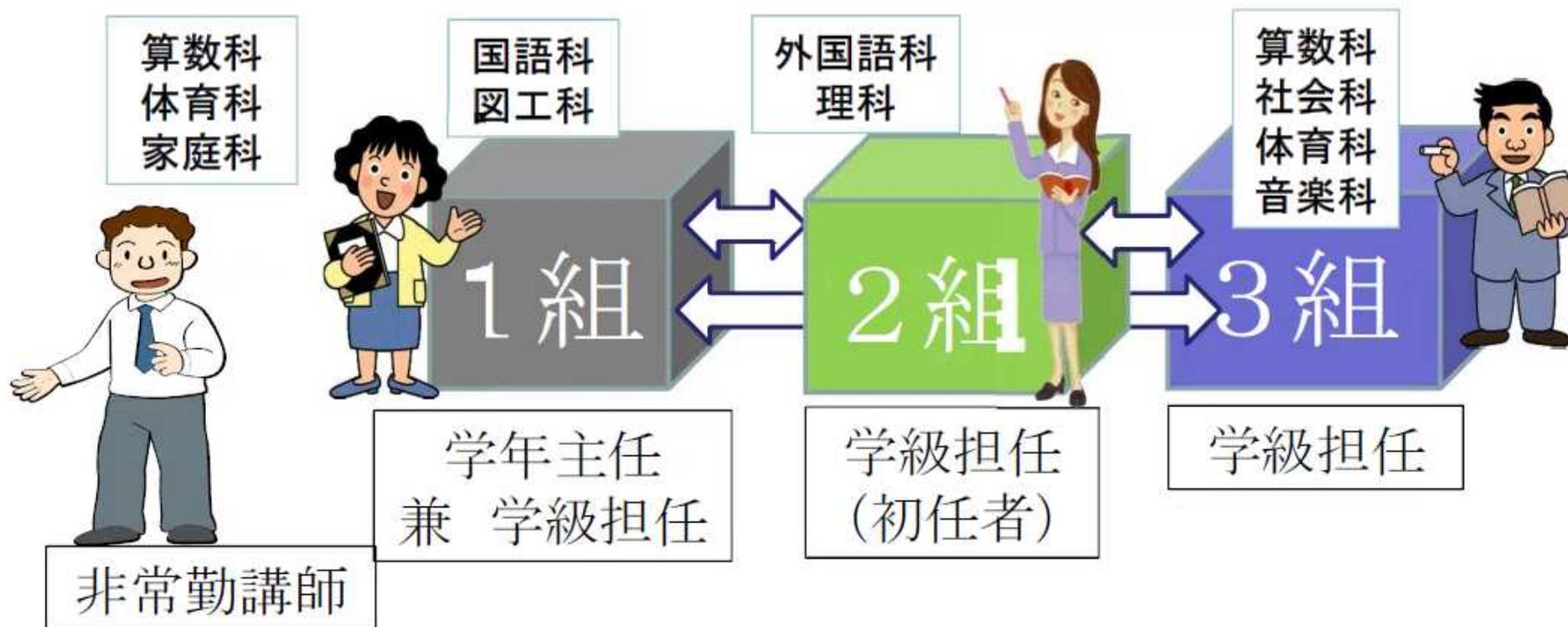


交換授業によるチーム学年経営



3 チーム学年経営の仕組み

**特別活動、総合的な学習の時間、道徳の授業は学級担任、
それ以外の教科はすべて分担**



教科分担制を伴ったチーム学年経営の導入